

平成17年(行ウ)第7号、第8号 泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件

原 告 小 橋 川 共 男 外270名

被 告 沖 縄 県 知 事 外1名

準 備 書 面 (2)

平成18年9月22日

那覇地方裁判所 民事第1部 御中

被告沖縄市市長訴訟代理人

弁護士 島 田 良

同 中 野 清

安  
印鑑  
光



原告準備書面(9)に対する認否反論

- 1 原告らの本島中部経済圏域のとらえ方、考え方及び沖縄市における観光客等の宿泊需要が少ない旨の主張については争う。
- 2 本件埋立事業に対しては、沖縄県内わけても沖縄市内にも賛否両論があることも承知している。
- 3 原告らが指摘するとおり、沖縄市の中心市街地はシャッター通り化している。そのため、中心市街地の活性化は、沖縄市政にとって避けて通れない重大な政策課題である。

沖縄市の前市長は、中心市街地の活性化を始め沖縄市全城の活性化を促進するために、国、沖縄県と一体となって本件埋立事業を進めてきた。しかし、今回の沖縄市長選において、東部海浜開発事業については、経済社会の変化、土地利用や企業立地の見通し、将来にわたる市民負担等、これらの情報を今一度精査し、

市民に情報公開することを掲げた現市長が当選した。

本件埋立事業は、沖縄市が昭和62年3月に策定した東部海浜地区開発計画が発端となっている。また、平成11年3月、沖縄振興開発計画特別措置法に定める特別自由貿易地区に新港地区が指定されたことにより、沖縄総合事務局が新港地区の港湾整備として関与することとなった。既に埋立工事も進んでいる。それだけに沖縄市長は、事業の重大性に鑑み、東部海浜開発検討委員会（仮称）を設置し、情報の精査・公開を行うこととしている。

4 東部海浜開発検討委員会の委員は、学識経験者や市民等を予定している。現市長としては、本件埋立工事が着手され、進行している現時点において何故に賛否があるのか情報を精査・公開したいとする立場からの検討委員会の設置である。

5 現市長の下では東部海浜開発事業に関し、沖縄市が沖縄県から埋立地を相当額で購入し、同埋立地の基盤整備事業等を推進するなどの債務の負担をなし、公金が支出されることが相当の確実性をもって予想されると言うものではない。よって、このような状況下での本件差止め請求は、住民訴訟の要件を充足するとは言えず不適法である。